

松江市原子力災害広域避難計画 のポイント

1. 広域避難計画の策定方針

(1) 全住民の広域避難実施を想定

原子力災害の規模や放射性物質の拡散方位等に不確実性があることを踏まえ、最終的に市内全域の住民が広域避難を行うことを想定する。

(2) 一定の地区単位毎の避難先等の設定

地域コミュニティの維持を目的に、一定の地区単位で避難先を設定する。（避難実施時や、避難所生活において地域コミュニティは重要）

(3) 避難のルールの設定

「どこの地区が」、「どこに集合し（バスによる集団避難の集合場所）」、「どの道路を通過して（避難ルート）」、「どこに避難するか（避難先市町と目的地）」を一定の地区単位で定める。

(4) 様々な防護措置を考慮

広域避難は最終的な防護措置であり、住民の安全を確保しつつ住民が無用な被ばくを受けないという目的を達成する観点から、屋内への退避や飲食物の摂取制限など様々な防護措置を実施する。

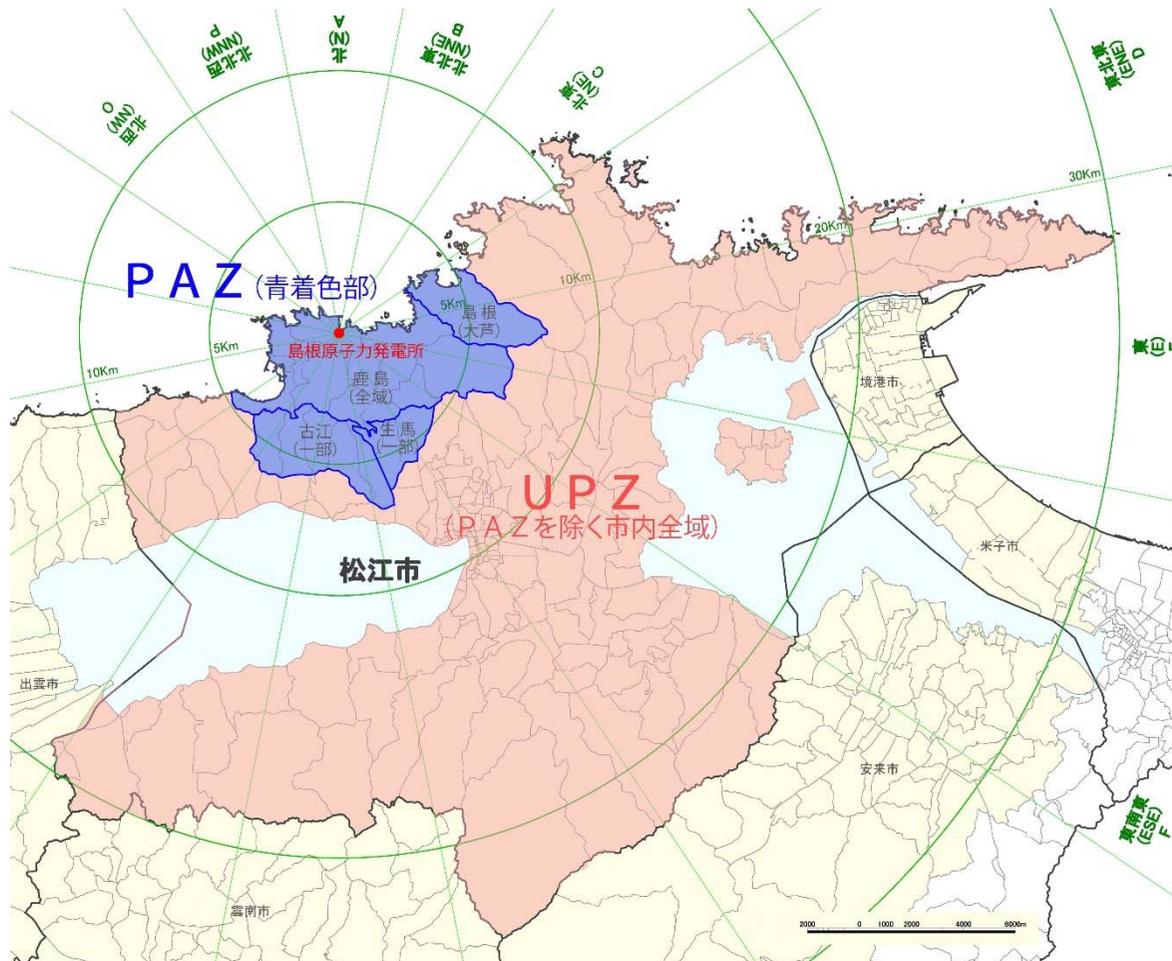
2. 原子力災害対策重点区域

5 km圏内：PAZ

特定の事故時に直ちに避難等を実施する区域

30 km圏内：UPZ

環境モニタリング等の結果を踏まえ避難等を行う区域



原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（松江市）

【PAZ】

鹿島地区

島根地区の一部

（島根町大芦）

生馬地区の一部

（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）

古江地区の一部

（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）

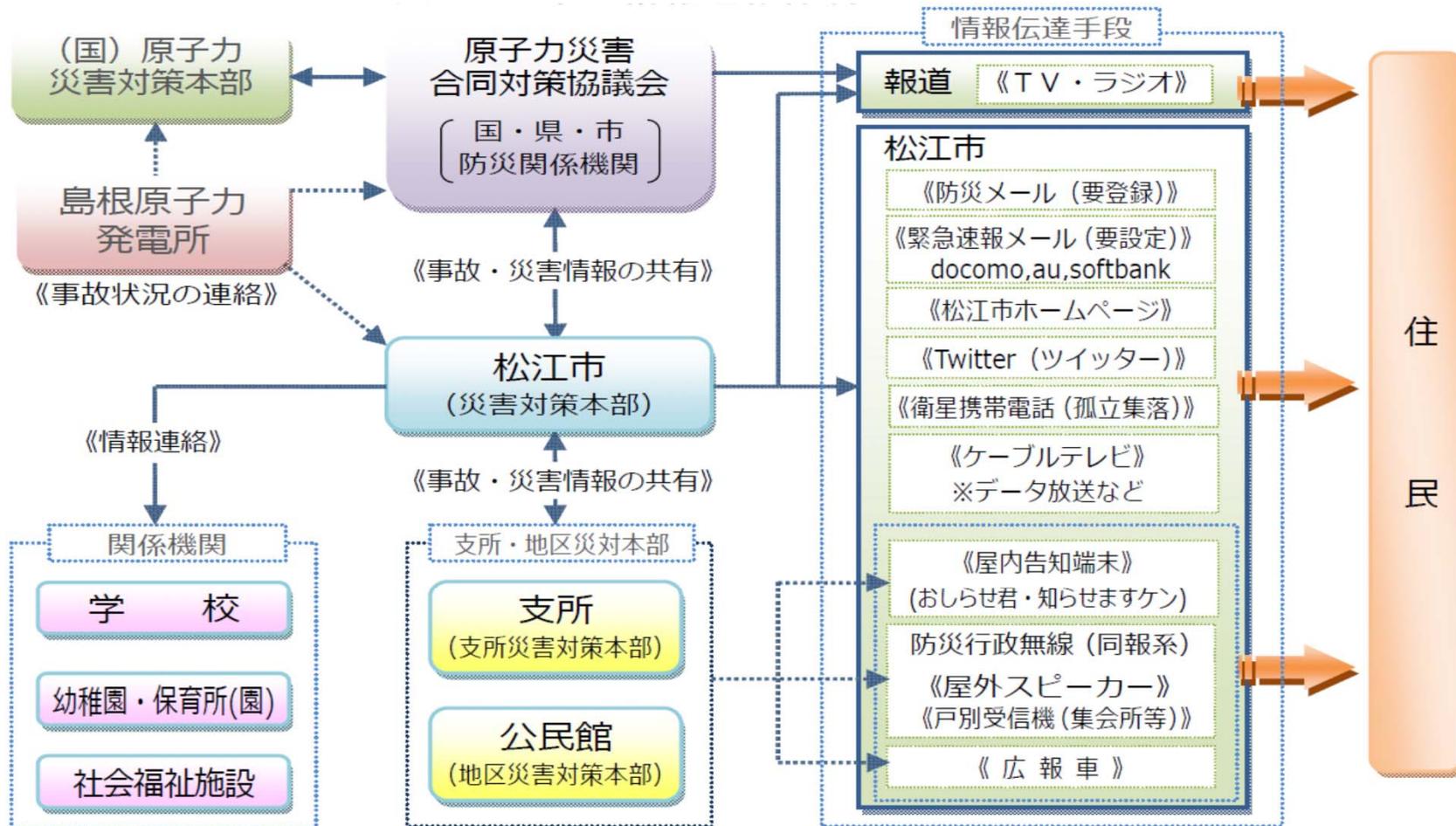
※東長江町の一部と西長江町の一部は、市道古志大野線より北側の区域。

【UPZ】

PAZを除く全地区

3. 情報連絡体制

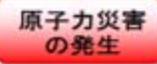
情報伝達手段に機能不全が生じた際や、各情報伝達手段の長所短所を補完しあうことができるよう、複数の情報伝達手段を確保し、適切に組み合わせて広報する。



※屋外スピーカーで放送した内容は電話で再確認可能（0120-131-715）

4. 事故発生から広域避難までの流れ

原子力発電所における事故発生から広域避難実施までの住民が実施すべき行動は、緊急事態区分（EAL）や防護措置の実施を判断する基準（OIL）に従う。

緊急事態区分	PAZ	UPZ
事故発生 警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起 ○施設敷地緊急事態要避難者及びその他の要配慮者への避難準備情報 ○学校・幼稚園等においては保護者に対し迎えを要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起
 施設敷地緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は避難準備（並行して屋内退避指示） ○施設敷地緊急事態要避難者は避難実施 ○学校・幼稚園等はPAZ外に設定された緊急退避所へ避難実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は屋内退避準備（早めの帰宅等） ○要配慮者への避難準備情報 ○学校・幼稚園等においては保護者に対し迎えを要請
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は広域避難を実施（避難実施時に安定ヨウ素剤の服用） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域で屋内退避を実施。避難準備を行う。（原子力発電所の状況やPAZの避難状況を踏まえ、PAZ周辺地域から段階的避難を行うことも検討）
 原子力災害の発生 防護措置の実施を判断する基準 (OIL)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民は広域避難を継続実施 ○必要に応じ警戒区域（立入制限区域）を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○500 μSv/h を超えた地域は避難を実施 ○20 μSv/h を超えた地域は、食物摂取制限と共に、1週間以内に一時移転を実施 ○必要に応じ警戒区域（立入制限区域）を設定

○警戒事態 (EAL1)

住民への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や防護措置実施準備のための災害体制を敷く段階。

○施設敷地緊急事態 (EAL2)

原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

○全面緊急事態 (EAL3)

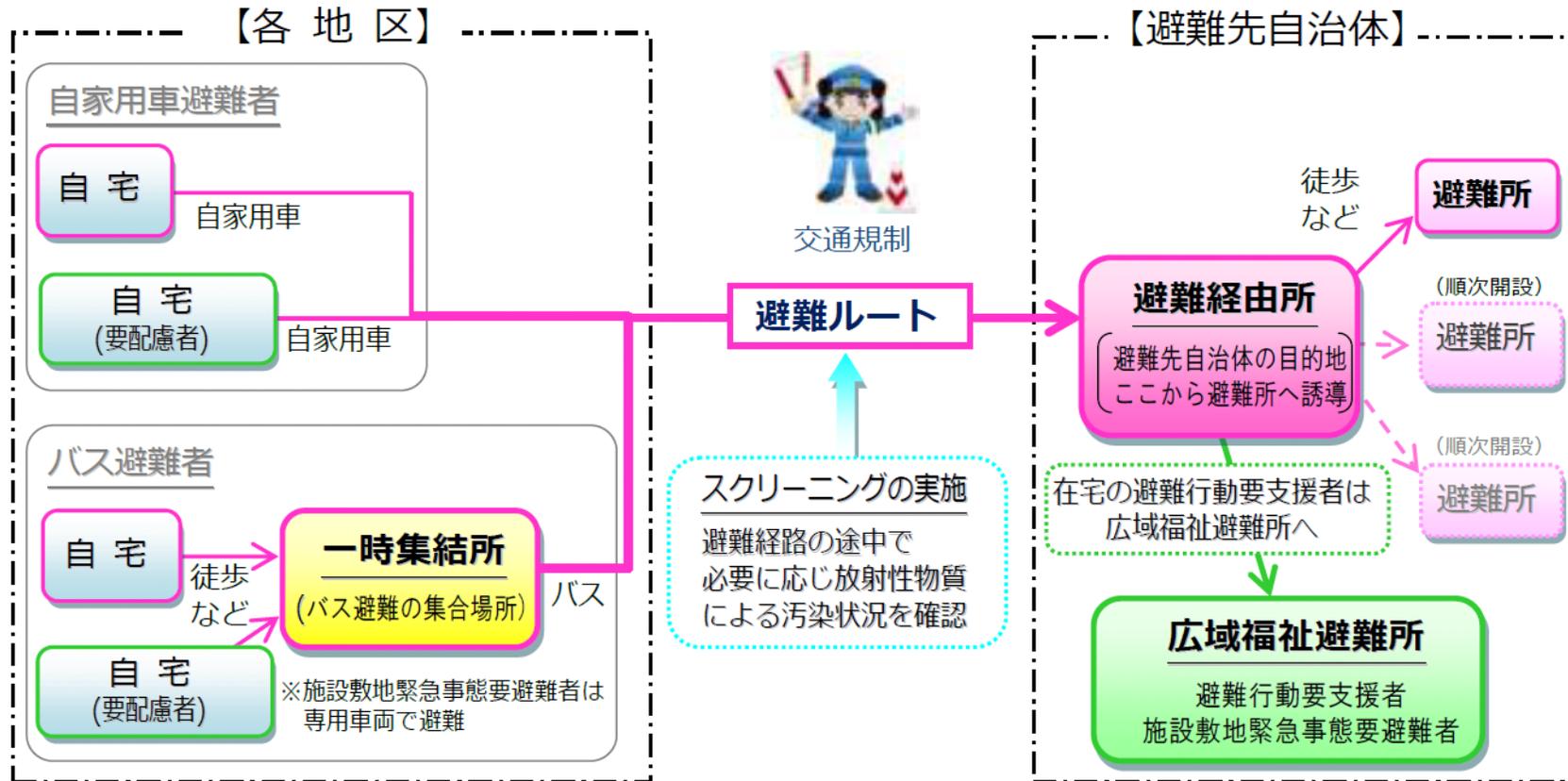
原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態であり、PAZの住民は速やかに広域避難を実施する。また、UPZの住民は、屋内退避を実施しながら避難準備を行う。

○原子力災害の発生 (OIL)

原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射性物質が異常な水準で環境に放出された段階でUPZにおいて用いられる判断基準。（放射性物質は風向風速等の気象条件によって拡散する地域にばらつきがあるため即時市内全域に拡散することはないが、事故の急速な進展や気象の不確実性を考慮して屋内退避を実施しつつ避難指示に備える）

5. 広域避難のルール

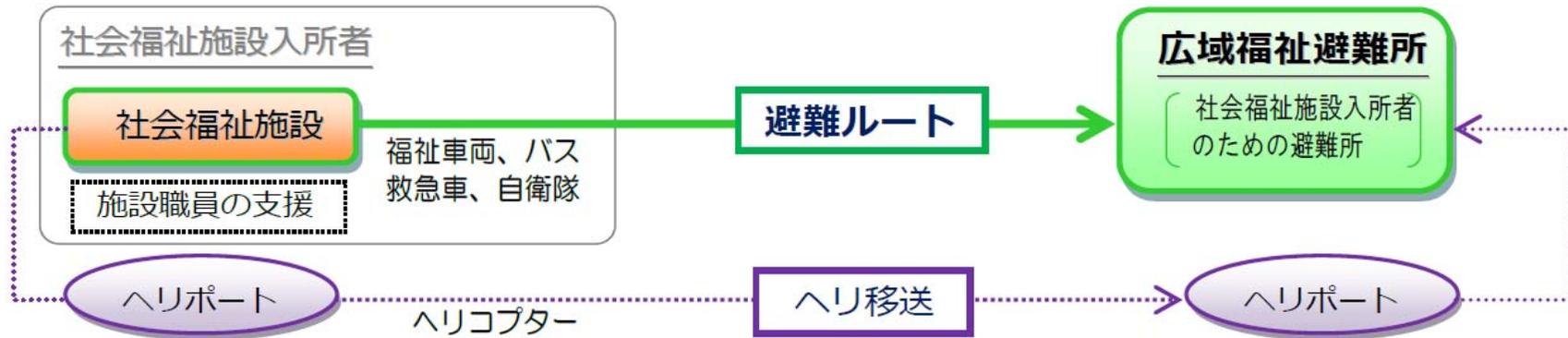
(1) 一般の住民、在宅の要配慮者の広域避難



大半の住民が自家用車により避難することを想定しているが、自家用車による避難が困難な住民については、行政が準備するバス等により避難する。避難経由所は、避難先自治体へ広域避難を行うにあたっての目的地となるものであり、多くの駐車スペースを持ち、比較的わかりやすい大規模な施設を選定している。

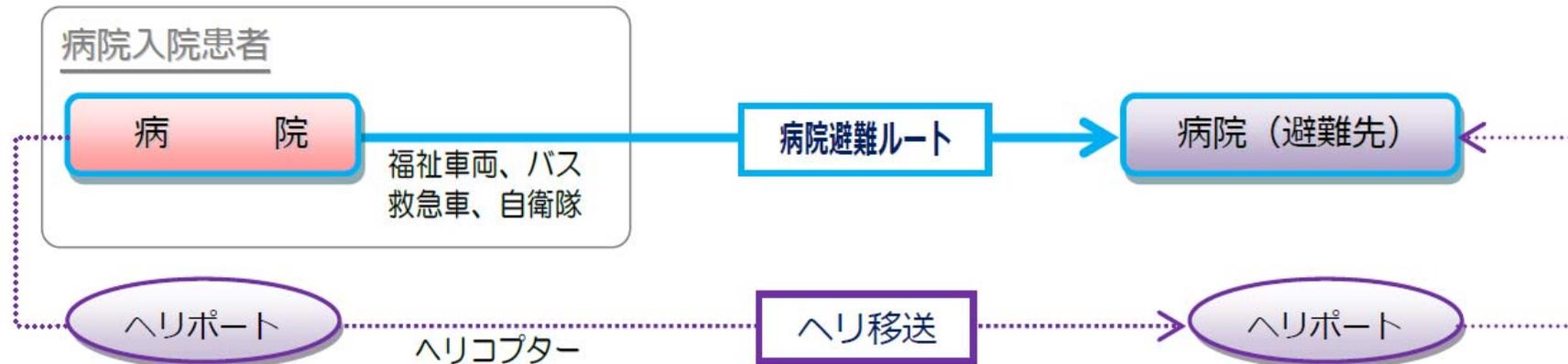
5. 広域避難のルール

(2) 社会福祉施設入所者の広域避難



広域福祉避難所の受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから避難する。

(3) 病院の入院患者の広域避難



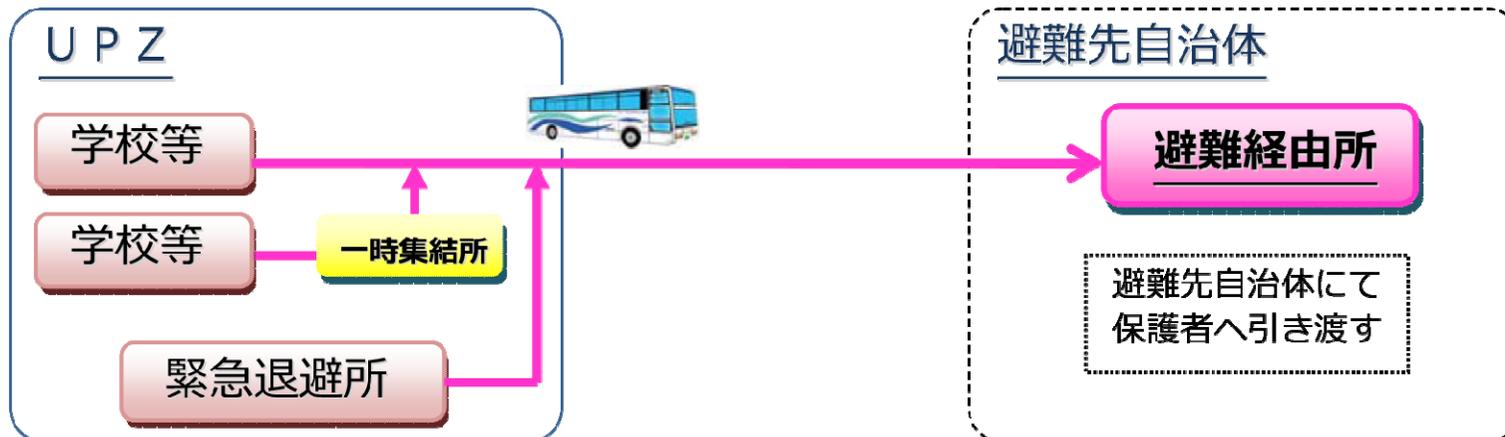
避難先の病院の受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから避難する。

5. 広域避難のルール

(4) 学校・幼稚園・保育所（園）の広域避難



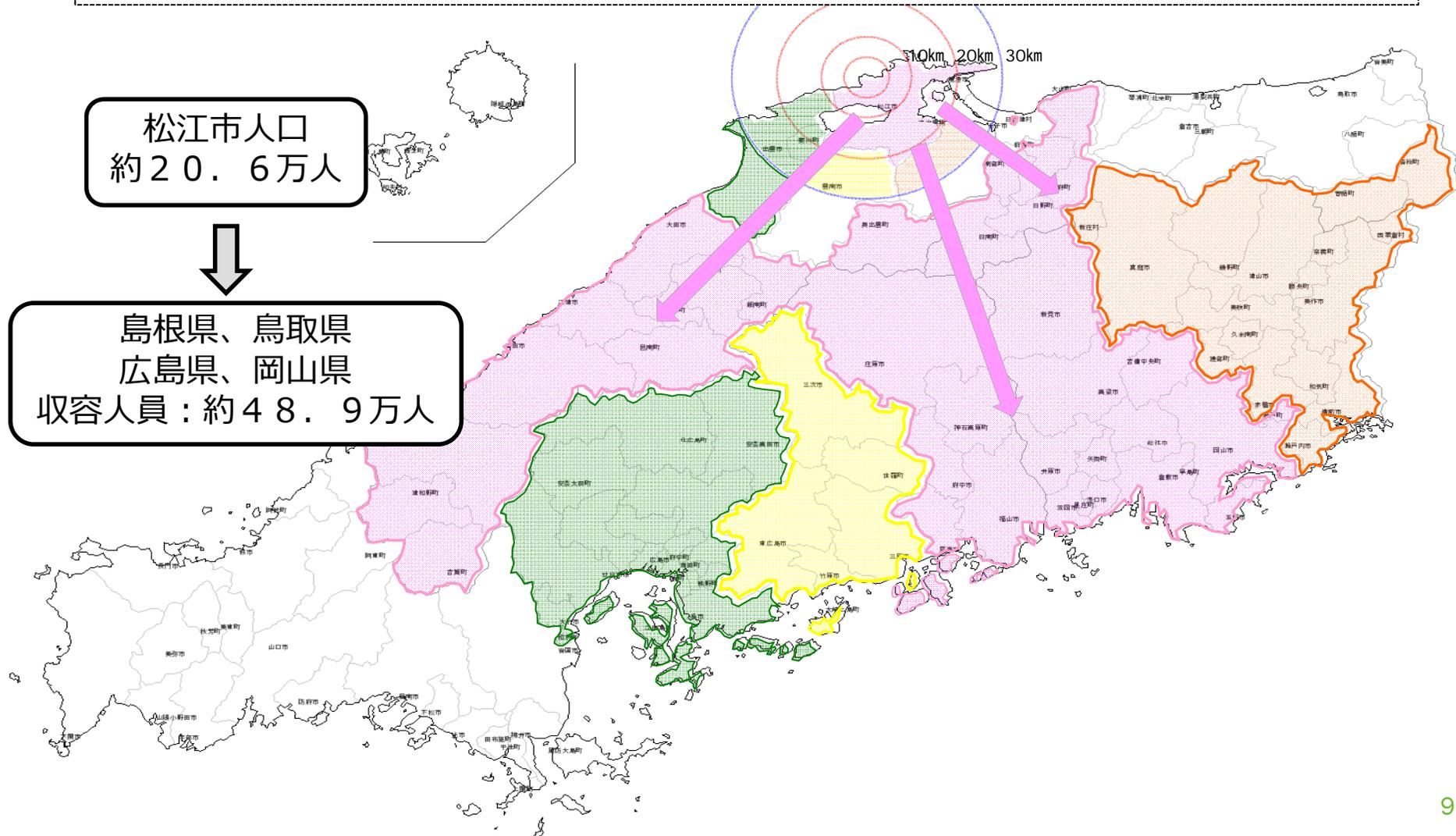
P A Zの学校等については、警戒事態となった場合、保護者に生徒等を迎えに来てもらう。事故が進展し、施設敷地緊急事態となった場合は、学校に残っている生徒等はP A Z外の緊急退避所（松江市総合体育館）に市が優先的に確保したバスによって避難し、保護者に引き渡す。



U P Zの学校等については、施設敷地緊急事態となった時点から保護者に迎えに来てもらうなど、確実に保護者への引き渡し可能な方法で帰宅させる。周辺の放射線量が上昇した場合は、各学校等がある地区ごとに割り当てられた避難先に広域避難し、避難先で生徒等を保護者に引き渡す。

6. 地区別避難先

地区別に一時集結所、避難先自治体、避難ルート、避難経由所、広域福祉避難所等を定めている。ピンクが松江市割り当て地域。



6. 地区別避難先

松江市の避難先地域

<島根県内>

避難地区名	受入市町村名
法吉、城北、城東、朝日	浜田市
雑賀、 乃木（西嫁島、乃木福富、乃白、田和山以外）	益田市
鹿島、生馬、古江	大田市
城西	江津市
島根	奥出雲町
大野	飯南町
秋鹿（秋鹿町）	川本町
秋鹿（大垣町、岡本町）	美郷町
白潟	邑南町
乃木（西嫁島、乃木福富）	津和野町
乃木（乃白、田和山）	吉賀町
	11市町

<岡山県>

避難地区名	受入市町村名
川津、大庭	岡山市
持田、本庄（上本庄町以外）、美保関	倉敷市
朝酌、八束※	玉野市
竹矢（馬潟町、八幡町、富士見町）	笠岡市
東出雲（意東）	井原市
八束	総社市
東出雲（揖屋）	高梁市
東出雲（出雲郷、揖屋※）	新見市
竹矢（矢田町）、八束※	浅口市
本庄（上本庄町）	早島町
竹矢（青葉台、竹矢町※）	里庄町
竹矢（竹矢町）	矢掛町
東出雲（上意東）、八束※	吉備中央町
	13市町

※ 一部の社会福祉施設のみ該当

<広島県>

避難地区名	受入市町村名
古志原	尾道市
津田、宍道	福山市
玉湯	府中市
八雲	庄原市
忌部	神石高原町
	5市町

7. 広域避難に係る体制

緊急事態区分や防護措置の実施を判断する基準等によりPAZ、UPZそれぞれにおける市の体制を定めている。

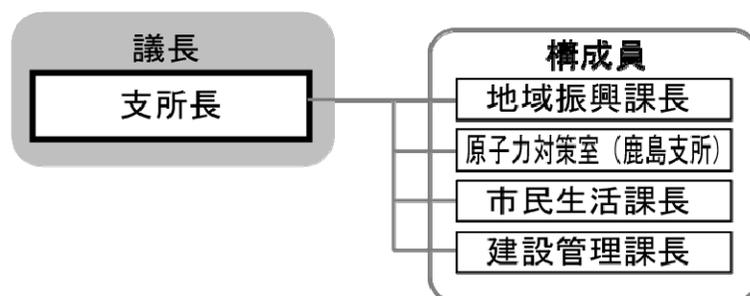
緊急事態区分 (設置基準)	市役所本庁舎	支所・地区 (公民館)	
		PAZ (鹿島・島根・生馬・古江)	UPZ
事故発生 警戒事態 (EAL1)	原子力事故 対策会議	支所・地区 原子力事故対策会議	
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	災害対策本部	支所・地区災害対策本部 〔施設敷地緊急事態要避難者 避難のためできるだけ早期 に現地災害対策本部へ移行〕	支所・地区 災害対策本部
全面緊急事態 (EAL3)		〔 現地災害対策本部 PAZ内住民の避難 〕	支所・地区 災害対策本部 〔屋内退避の実施〕
原子力災害 の発生 防護措置の実施を 判断する基準 (OIL)			避難指示対象地区は 現地災害対策本部に移行 〔避難指示地区は避難〕

7. 広域避難に係る体制

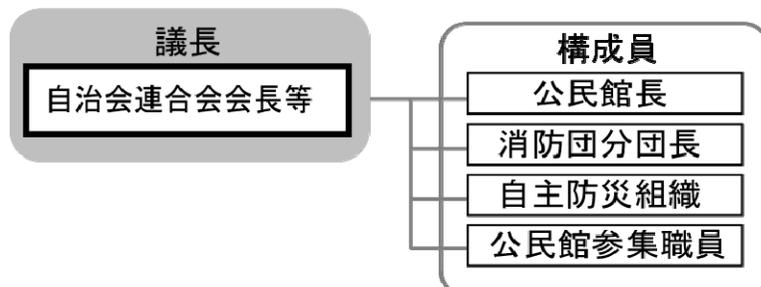
市原子力事故対策会議



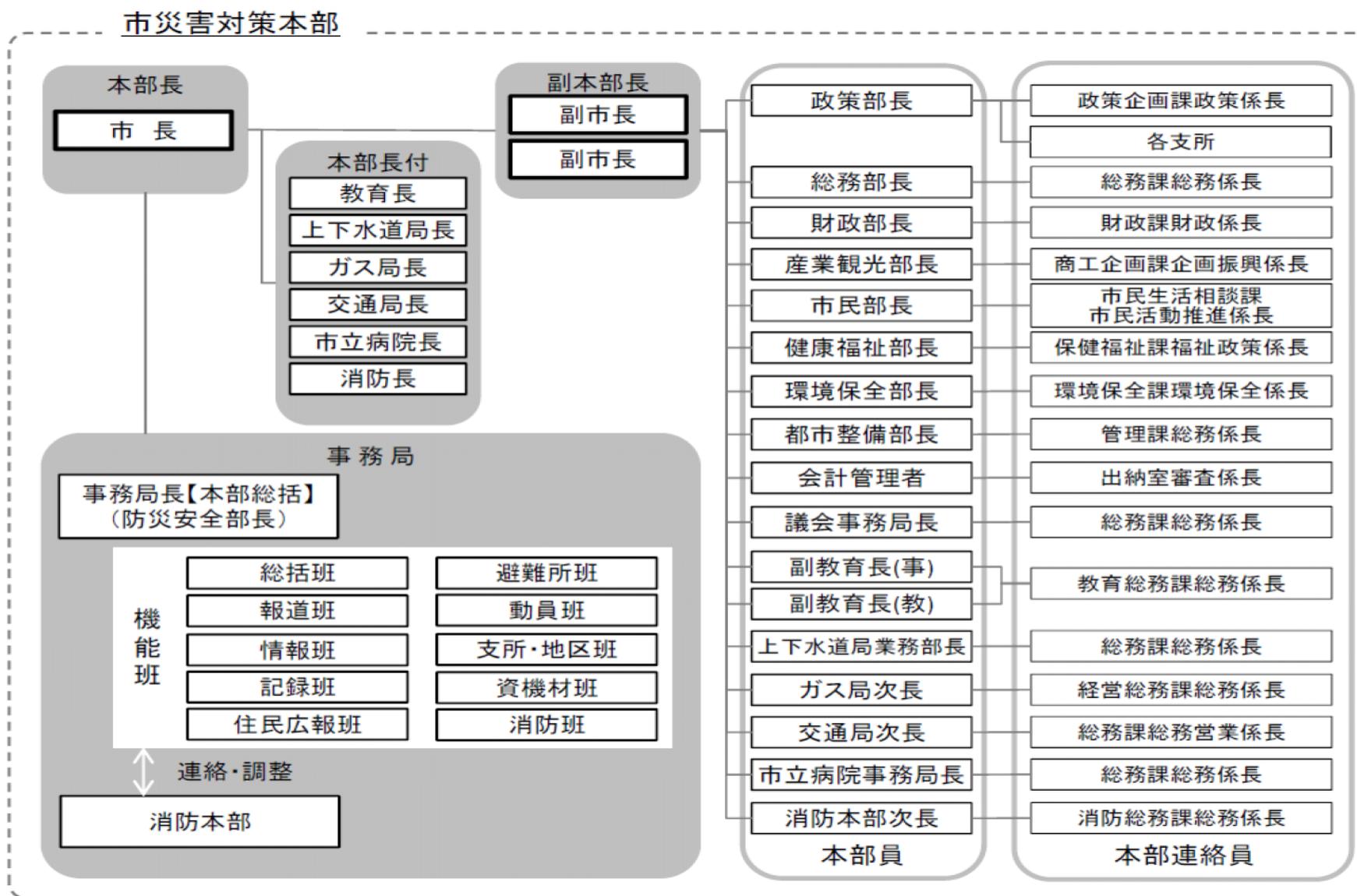
支所原子力事故対策会議



地区原子力事故対策会議



7. 広域避難に係る体制



8. その他

(1) 汚染スクリーニング及び除染

- ・原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難した住民を対象として、避難者の安心・安全の確保のため、30 km圏外に設置する汚染スクリーニング場で汚染スクリーニング（服や物品に付着した放射性物質の計測）を行い、基準以上の汚染が確認された場合は除染（放射性物質を拭き取るなどして除去すること）を実施する。

(2) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

PAZ

- ・PAZの住民に対する安定ヨウ素剤の配布場所は地区内に開設する一時集結所とする。配布時期は、基本的には施設敷地緊急事態となった時点とするが、原子力発電所の事故が早期に進展することが見込まれる場合は、警戒事態から配布する。
- ・全面緊急事態に至った場合において、避難を実施する際に、国若しくは県、市の指示のもと速やかに服用する。

UPZ

- ・UPZの住民に対する安定ヨウ素剤の配布場所は地区内に開設する一時集結所とする。UPZの方が広範囲であり配布に時間を要すると考えられることから、施設敷地緊急事態と判断された時点から準備し、配布体制が整い次第配布する。
- ・原子力発電所の状況や、放射性物質の放出による環境の放射線量の上昇等に応じて、避難等の防護措置が行われる際に、国若しくは県、市の指示のもと服用する。

参考 1 松江市原子力災害広域避難計画の構成

序章 総則

計画の目的、計画の想定、計画の作成及び修正、計画の周知徹底、計画作成の経緯

第1章 原子力災害対策の基本事項

防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用、汚染スクリーニング及び除染）

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（PAZとUPZ）

防災措置の実施基準（EAL、OIL）

第2章 住民等の広域避難

住民避難における市の方針（広域避難計画の策定方針、要配慮者等対応）

住民への情報連絡（迅速な情報提供、複数の情報伝達手段）

事故発生から広域避難までの流れ（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）

広域避難のルール（住民（一般・要配慮者）、社会福祉施設入所者、入院患者、
学校等の広域避難）

地区別避難先等

避難所への入所及び避難生活の確立

第3章 広域避難に係る体制

市の広域避難に係る体制（原子力事故対策会議、災害対策本部）

避難先自治体の避難者受け入れに係る体制と主な業務

参考2 地区別避難先一覧（詳細）の一例

地区別避難先等一覧(詳細):鹿島地区

公民館区	人口 ※避難行動要 支援者数含む	在宅 避難行動要 支援者数	町丁名	一時集結所 (ハス避難の集合場所)	備考	避難ルート ※斜体は避難先自治体内の避難ルート	避難先 自治体	避難経由所 (避難先の目的地)	
								名称	所在地
鹿島 (恵曇・御津)	3,382	339	古浦	古浦集会所	避難経由所 は大田高等 学校	【片句・恵曇・手結・武代(一部)・佐陀本郷】 ①県道37号松江鹿島美保関線⇒県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒ 国道9号 【古浦・武代(一部)・佐陀宮内】 ①県道264号講武古江線⇒国道431号(市道古志大野線)⇒国道9号 【北講武・名分】 ①県道264号講武古江線⇒県道37号松江鹿島美保関線⇒県道講武古江線⇒国道431号(市 道古志大野線)⇒国道9号 【御津・南講武・上講武】 ①県道175号御津東生馬線⇒県道264号講武古江線⇒県道21号松江島根線⇒松江だんだ ん道路⇒山陰道⇒国道9号 ②県道175号御津東生馬線⇒県道264号講武古江線⇒県道21号松江島根線⇒松江だんだ ん道路⇒国道9号	島根県 大田市	県立大田高等学校	大田市大田町大田イ568番地
			恵曇 武代	恵曇老人福祉セン ター(恵曇公民館)					
			手結	手結集会所					
			片句	片句集会所					
			御津	御津公民館					
鹿島 (佐太)	1,825	339	佐陀宮内	鹿島武道館	避難経由所 は朝波小学 校	(大田市内避難ルート) 【県立大田高等学校】 国道9号⇒県道30号(大田市駅前交差点左折) ⇒大田高校	島根県 大田市	市立朝波小学校	大田市波根町15番地
			佐陀本郷 武代	鹿島保健センター (佐太公民館)					
鹿島 (講武)	1,890	339	上講武	上講武公民館	避難経由所 は第一中学 校	【市立朝波小学校】 国道9号⇒県道285号(波根交差点右折)⇒朝波小 【市立第一中学校】 国道9号⇒国道375号(和江漁港入口交差点左折)⇒大田市民公園看板左折⇒直進:第一 中	島根県 大田市	市立第一中学校	大田市大田町大田口656番地
			名分	鹿島武道館					
			南講武 北講武	講武公民館					

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定している。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導される。